

狩猟鳥獣に関する規制（期間,数,猟法）

参考資料2-4

国による
規制

狩猟期間(2条9項)

北海道以外は10/15~4/15、北海道は9/15~4/15

⇩ 狩猟鳥獣の保護のため環境大臣が限定

狩猟期間の限定(11条)

北海道以外は11/15~2/15、北海道は10/1~1/31

狩猟鳥獣(2条7項)

鳥類 カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

法定猟法(2条6項)

- 1 銃器 装薬銃及び空気銃
- 2 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- 3 わな くりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな

狩猟鳥獣の保護のための規制

捕獲等の禁止/制限(12条1項)

①区域・期間を定めた禁止(1号)

- ツキノワグマ（三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の区域）
- シマリス（北海道）
- ヤマドリ（全国（一部の放鳥獣猟区を除く））
- ヒヨドリ（東京都小笠原村、鹿児島県奄美市、大島郡、沖縄県）

②捕獲数の制限(2号)

- **ニホンジカ1頭**
- エゾライチョウ2羽
- ヤマドリ・キジ合計2羽
- コジュケイ5羽
- カモ類合計5羽（ただし、網を使用する場合は、狩猟期間に合計200羽）
- キジバト10羽
- バン3羽
- ヤマシギ・タシギ合計5羽

③猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- 運行中の自動車からの銃猟
- 同時に31以上のわなを使うこと
- 鳥類・ヒグマ・ツキノワグマにわなを使用する方法
- イノシシ・ニホンジカにくりわな（輪の直径が12cm以上、締付け防止金具が未装着、よリモどしが未装着、ワイヤーの直径が4mm未満に限る）やとらばさみを使うこと
- 弓矢を使用する方法 など

都道府県による
規制

狩猟鳥獣の保護のための規制

捕獲等の禁止/制限(12条2項)

①区域・期間を定めた禁止(1号)

- 【青森県】オスギジ・オスヤマドリ（全域、1/16-2/15）
- 【千葉県】キツネ（全域）
- 【石川県】バン・クロガモ（全域）
- 【静岡県】イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣（全域）
- 【京都府・兵庫県・鳥取県・岡山県】ツキノワグマ（全域）
- 【宮崎県】キツネ・テン・オスイタチ・アナグマ（全域）
- 【鹿児島県】ヤマシギ（奄美・大島郡） など

②捕獲数の制限(2号)

- 【岩手県】オスジカ1頭/人/日
- 【千葉県】ニホンジカ30頭/人/狩猟期間
- 【福井県】オスジカ2頭/人/日 など

③猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- 【千葉県】ライフル銃（全域、全ての狩猟鳥獣）
- 【広島県・山口県】くりわな（一部地域、全ての狩猟鳥獣） など

入猟者承認制度(12条3項)

- 【千葉県】一部地域

第二種特定鳥獣の特例(14条)

狩猟鳥獣の管理のための規制解除

①狩猟期間(国11条)の延長

- 【32県以上】ニホンジカ（猟法や区域での限定あり）
- 【33県以上】イノシシ（猟法や区域での限定あり） など

②捕獲制限(国12条)の緩和

- 【16県以上】ニホンジカ捕獲制限なし（猟法や区域での限定あり）
※オスジカ2頭/日との組み合わせあり
- 【複数県】ニホンジカくりわなの径の緩和（区域の限定あり）
- 【京都府】イノシシくりわなの径の緩和（区域の限定あり） など

③特例休猟区(県34条)

- 【複数県】設定 など